

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 8 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500212 号
厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500039 号

第 1 結論

昭和 60 年 10 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 10 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 6 月に教員を退職し、大学に勤務していた夫の扶養になっていたが、その後、夫が開業し自営業となったため、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）で行い、昭和 60 年 10 月から夫婦二人で国民年金に加入した。それ以後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたが、請求期間は夫が納付済みとなっているのに、私は未納とされている。当時の領収証書等はないが、請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、夫が自営業となったため、請求者が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、昭和 60 年 10 月から夫婦で国民年金に加入し、それ以後、請求者が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたと申述しているところ、オンライン記録及び D 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者夫婦の国民年金の被保険者資格取得日は、ともに昭和 60 年 10 月 1 日であることが確認できるほか、請求者夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 1 月頃に夫婦連番で払い出されており、請求期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、請求者が夫婦二人分の保険料を納付していたとするその夫は、請求期間の保険料が納付済みと記録されている。

また、A 市における国民年金保険料検認全リストによると、請求者夫婦の昭和 61 年 4 月から平成元年 1 月までの全期間の国民年金保険料の納付日は、全て同一日であることが確認できるほか、D 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者夫婦は平成元年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 5 月 11 日に過年度納付し、平成元年 1 月分については、夫婦ともに重複納付により還付されていることが確認できることなどから、請求者が夫婦二人分の保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、請求者は、請求期間直後の国民年金保険料は納付済みと記録されている上、国民年金加入期間について請求期間を除き保険料の未納はなく、請求者の夫についても、国民年金加入期間について全て保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500280 号

厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500041 号

第 1 結論

請求期間のうち、平成 4 年 4 月及び同年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から昭和 58 年 2 月まで
② 平成 4 年 4 月から同年 5 月まで

請求期間については、国民年金保険料が納付された期間にはなっていないが、当時は両親に全て面倒を見てもらっていて、両親が何でもやってくれていたため、両親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれているはずである。両親は既に亡くなっているため確認することはできないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②について、オンライン記録から、請求期間②前後の平成 4 年 3 月及び同年 6 月から平成 6 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は、平成 6 年 4 月 28 日以降に過年度納付されていることが確認できることから、請求者の住民票は、平成 6 年 3 月 15 日に 2 年以上遅れて本来の住所地に移されており、当該過年度納付は、請求者の住民票が本来の住所地に移されるまで、請求者が納付書を受け取れなかったために行われたと考えられることから、請求期間②に係る過年度納付書についても発行されていたものと推認され、請求期間②の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、請求者は、請求期間②当時の国民年金保険料は両親が納付してくれた旨主張しているところ、請求者の両親は、国民年金加入期間について、共に保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、請求期間②は 2 か月と短期間であるとともに、請求者の請求期間②を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料は全て納付されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①については、オンライン記録及び請求者の A 市における国民年金被保険者台帳において、請求者が昭和 58 年 3 月 1 日に国民年金に任意加入したことが記録されている上、国民年金手帳記号番号払出簿には、当該任意加入日と同日に婚姻した請求者の氏名が婚姻後の姓で記載されており、請求者に、上記任意加入時とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないことを踏まえると、請求期間①は未加入期間と考えられ、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者が、請求期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間①について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500147号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500040号

第1 結論

昭和36年4月から昭和39年7月までの請求期間及び昭和39年8月から昭和40年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和39年7月まで
② 昭和39年8月から昭和40年3月まで

請求期間①については、A県B市に住んでいた当時、国民年金制度が始まることを町内会の知らせで知り、同市C町にあった市役所の支所に行き、自分で加入の手続を行った。国民年金手帳の交付を受けた覚えはないが、保険料は毎月定期的に支所に行き、現金で納付した。ところが、昭和36年4月から昭和39年7月までの国民年金保険料が未納となっている。

請求期間②については、結婚を機に昭和39年8月にD県E市に転居し、同市での国民年金の加入手続は義父が行ってくれたが、国の記録は昭和40年4月から保険料を納付した記録となっており、昭和39年8月から昭和40年3月までの期間が未納と記録されている。保険料は、毎月、町会長宅に他の税金と一緒に現金で持参し、町会長がまとめて市役所に納付してくれた。

請求期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「A県B市役所C町支所で、自分が国民年金の加入手続を行った。その時、国民年金手帳の交付を受けた覚えは全くない。金額は覚えていないが、保険料は、毎月C町支所に行き現金で納付した。」と主張しているところ、B市は、「請求者が覚えている市役所の出張所は、現在のF事務所と考えられる。資料が保管されていないため詳細は不明であるが、3か月単位の印紙検認方式であっても、1か月分の国民年金保険料を持参された場合、現金で受け取った可能性は否定できない。」と回答している。

しかしながら、請求者は、受け取った年金手帳はD県E市で交付された1冊のみであると陳述しているところ、B市は「当時の資料はないものの、国民年金手帳の交付を受けていない住民から保険料を徴収することはなかったと思う。印紙検認方式が原則なので、納付の際は必ず手帳を持参してもらったはずだ。手帳がなければ加入していたかどうかの確認が取れない。その住民から保険料を現金で受け取ることは考えられない。」と回答している。

また、当時は、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者の固有の管理番号である国民年金手帳記号番号を新規に付番する払出事務が行われていたところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和42年1月頃にD県E市において払い出されたと推認され、当該払出時点では、請求期間①は、既に時効により保険料を納付できない期間となっている上、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出され

た形跡は見当たらない。

請求期間②について、請求者は国民年金のD県E市における加入手続は義父が行ってくれ、その時初めて国民年金手帳を受け取ったと陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号の払出時期は前述のとおり昭和42年1月頃であり、当該払出時点において、請求期間②のうち昭和39年8月及び同年9月は既に時効により保険料を納付できない期間となっている。

また、請求者は保険料の納付方法について、「毎月、町会長宅に他の税金と共に現金で持参し、町会長がまとめて市役所に納付していた。自分も配偶者も国民年金保険料を遡って支払ったことがない。」と主張しているところ、請求者の国民年金被保険者台帳によると、昭和40年4月から昭和41年3月までの国民年金保険料12か月分が、昭和42年2月24日にまとめて納付されており、当該期間の保険料については、制度上市役所で納付することができない過年度納付がされていることが確認できる。

さらに、昭和41年4月から昭和42年3月までの保険料12か月分が同年3月31日に一括して納付されているが、当該期間についても請求者が主張する納付方法と一致しない。

加えて、住民票によると、請求者がD県E市の住民となったのは昭和40年1月7日であり、請求期間②のうち、昭和39年8月から同年12月までの5か月間は、住民票が同市に届け出られる以前の期間であり、当該期間について、同市において請求者が主張する方法では、国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500282号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500042号

第1 結論

昭和46年4月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月から同年7月まで

昭和46年7月21日にA町役場の住民課の職員が自宅に来て、その職員から国民年金に加入するよう勧められたので、私は、その日に国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料をその日に納付して領収証を受け取った。当該領収証を提出するので、請求期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和46年7月21日にその自宅で国民年金の加入手続を行い、当該日に請求期間に係る国民年金保険料を納付したと申述しており、当該保険料を納付した際受け取ったとする領収証を提出しているが、当該領収証の宛名には、「B」様と姓のみが手書きされているだけで請求者のフルネームが記載されておらず、ほかに、請求者の保険料を領収したものと特定できる記載(国民年金手帳記号番号等)がないことから、請求者の請求期間に係る保険料を納付した関連資料と位置付けることができない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和50年4月から同年7月頃にかけて払い出されたものと推認され、A町の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求者は昭和48年3月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、請求期間は国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、請求者は、「昭和46年7月21日に国民年金の加入手続を行い、同日、請求期間の国民年金保険料を1回で納付した。」と申述していることから、請求期間に引き続く昭和46年8月以降も国民年金の被保険者資格は継続されているはずであるが、オンライン記録によると、請求期間を含めて、厚生年金保険の被保険者資格を取得する日(昭和47年4月17日)まで継続した国民年金の未加入期間とされており、昭和46年7月21日に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張は不自然である。

加えて、上記の領収証のほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。